島根原子力発電所
サイトバンカ建物の巡視業務の未実施について

## 2021年 2月15日中国電力株式会社

I．サイトバンカ建物の巡視業務の未実施の概要 ..... 2
II．再発防止対策等の取り組み状況 ..... 35
おわりに． ..... 63

## I ．サイトバンカ建物の巡視業務の未実施の概要

| 年月日 | 概 要 |
| :---: | :---: |
| 2020年2月16日 | －協力会社巡視員は，サイトバンカ建物※1の巡視業務※2に関して，放射線管理区域（以下，「管理区域」という。）に入域していないにも係らず，入域したとして，巡視記録を作成し，報告を行った。 |
| 2月18日 | －協力会社の放射線管理部門が2月16日のサイトバン力建物管理区域へ の入域実績を確認し，巡視員の入域が確認できなかったため，改めて事実を確認したところ，本事案 $\times 3$ が判明した。 <br> - 当社は，協力会社から本事案の報告を受けた。 <br> - 当社は，島根原子力規制事務所へ本事案を報告した。 |
| 2月19日 | －本事案について，報道発表を行った。 |
| 2月25日 | －当社および協力会社は，対応本部を設置し，事実関係（類似事案＊4 の調査を含む）調査•確認，原因分析および再発防止対策の策定を開始した。 |

※ 1：放射性固体廃棄物を一時的に貯蔵•保管および処理するための設備
※ 2 ：実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第 80 条ならびに，島根原子力発電所原子炉施設保安規定第 13条，第134条において，『毎日 1 回以上，原子炉施設を巡視すること』が定められている。
※3：2020年2月16日に発生した事案を「本事案」という。また，本事案に係る協力会社社員を「当該者」という。
※ 4 ：本事案以外の，入域していないにも係らず，入域したとして，巡視記録が作成されていた類似の事案をいう。

| 年月日 | 概 要 |
| :---: | :---: |
| 2020年4月20日 | －協力会社から，調査報告書を受領した。 |
| 5 | －本事案および類似事案に係る事実関係の整理，直接的な原因分析， それらを踏まえた再発防止対策の方針を取りまとめた。 |
| 5月13日 | - 原子力規制委員会において，保安規定違反「監視」 $* 5$ と判定された。 <br> - 本事案および類似事案の調査結果について報道発表を行つた。 |
| $s$ | －本事案および類似事案に係わる事実関係を踏まえた直接的な原因およ び発生に至つた背景や社員の意識，組織•風土等，根本的な原因分析を踏まえた再発防止対策を取りまとめた。 |
| 8月31日 | －原因分析および再発防止対策を含む調査報告を取りまとめ，報道発表 を行った。 |

※ $5: ~$ 保安規定違反の判定は，重い順に，「違反1」，「違反2」，「違反3」，「監視」の4段階で設定されている。

## 《参考》実用炉規則における記載事項

■実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（実用炉規則）

※ 1 ：2020年4月の法令改正後は，実用炉規則第80条は削除され，実用炉規則第81条第1項第4号八および原子力規制委員会内規の規定に従って，保安規定第13条，第134条の巡視業務を行っている。
※ 2 ：発電用原子炉設置変更許可申請書の本文に固体廃棄物の廃棄設備としてサイトバンカ，固体廃棄物貯蔵所等を記載している。

## 《参考》保安規定における記載事項

■島根原子力発電所 原子炉施設保安規定第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（2号炉および 3 号炉に係る保安措置）


第2編 廃止措置段階の原子炉施設編（1号炉に係る保安措置）
（巡視）
第134条 当直長は，毎日 1 回以上，原子炉施設（第160条（管理区域内における特別措置）第
1項に定める区域を除く。）を巡視する。

## 2．島根原子力発電所 サイトバン力建物配置図



## 3．サイトバンカ建物の役割

（1）原子力発電所では，運転や点検作業等に伴い放射能しベルの低い「低しベル放射性廃棄物」が発生し，気体，液体，固体などの性状等で区分の上，管理•処理する。
（2）サイトバンカ建物は，放射性固体廃棄物を一時的に貯蔵•保管および処理する場所で あり，焼却炉および溶融炉関係の設備，制御棒や中性子検出器等を一時的に保管する貯蔵プールがある。


## 4．協力会社におけるサイトバンカ建物の巡視業務体制（1／2）

## 【焼却炉•溶融炉停止時】

■平日：3名


■ 土日•休日：2名


運転副責任者1名

運転員または補助運転員1名

## 4．協力会社におけるサイトバンカ建物の巡視業務体制（2／2）

## 【焼却炉•溶融炉運転時】（3名／班×1～2班：2交替制）



## 【焼却炉•溶融炉運転時（土曜）】（3名）＊


※：廃棄物処理建物の巡視業務体制とは別々の業務体制を構築
－サイトバン力設備および廃棄物処理設備の運転業務において，運転員は，力量に応じて，「運転員」および「補助運転員」に区分されており， 1運転副責任者の指揮の下，運転業務を実施し！ ！ている。

## 《参考》原子力発電所で発生する廃亲物

原子力発電所で発生する廃棄物は，気体，液体，固体に大別され，それぞれ適切な方法で処理•処分される。


出典：日本原子力文化財団「原子力・エネルギー図面集」をもとに作成
（1）当社は，実用炉規則および保安規定で要求される島根原子力発電所サイトバン力建物 の巡視業務において，管理区域に入域していないにも係らず，巡視を実施したとする 記録 が作成され，報告が行われたことに鑑みて，電源事業本部副本部長を責任者とした「サイ トバンカ巡視問題対応本部」を2020年2月25日に設置した。
（2）協力会社においては，2020年2月18日から調査を開始し，原子力担当常務を本部長とした「緊急時対応本部」を2020年2月25日に設置した。


## 6．調査対応体制の主な役割

| 組緎名称 | 主な役割 |
| :---: | :---: |
| サイトバンカ巡視問題対応本部 | －総括 |
| 調査班 | - 本事案に関する事実確認 <br> - 本事案の協力会社巡視員が実施した巡視業務等の確認 <br> - 類似事案の確認（保安規定に定める巡視業務の実施状況の確認）等 |
| 原因分析•再発防止対策班 | －原因の調査•分析 <br> （直接原因分析，根本原因分析） <br> －原因分析を踏まえた再発防止対策の策定 <br> （業務プロセス，安全文化の視点） |
| 原子力強化プロジェクト | －原因分析を踏まえた再発防止対策に対する安全文化に係る提言 |
| 監査班 | －調査班，原因分析チームの監査 |

（備考）外部第三者からの意見•提言および助言
－調査結果は，原子力安全文化有識者会議および企業倫理委員会に報告し，意見•提言を受ける。
－根本原因分析および再発防止対策は，外部第三者組織の助言を受ける。

## （1）巡視業務の調査結果

協力会社に委託し実施しているサイトバン力建物の管理区域内の巡視業務において， 2002年度以降（6，531日間）について調査した結果，管理区域に入域していないにも係 らず，入域したとして，巡視記録を作成し報告を行つていた日が合計32日あることを確認し た。この32日については，法令等を満足するものではなかった。
（2020年2月19日，5月13日お知らせ済み）

| 項 目 | 調㭞結果 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| イトバン | 管理区域の入域が確認 できなかった日数 | 32日 <br> （全て土日•休日，焼却炉等停止中） |
| リイトハンカ建物 | 管理区域の入域が確認 できなかった巡視員の人数 | 8人 |
| サイトバンカ建物以外 の施設 | 同様の事案なし |  |

## （2）組織的関与に関する調査結果

関係者への聞き取り調査の結果，協力会社の管理者は積極的に関与あるいは黙認した ような形跡や動機は認められず，また，上司からの指示等の組織的な関与で巡視を実施し なかったことも認められなかったことから，組織的な関与はなかったと判断した。
（協力会社においては弁護士による検証も実施）

## （3）巡視業務における適切性の確認結果

当社および協力会社の巡視業務において，適切性の観点で以下の改善事項を確認した。

|  | 内 蓉 | 評 侕 等 |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 協 } \\ & \text { 会 } \\ & \text { 社 } \end{aligned}$ | 士日•休日のサイトバンカ建物の1日2回の巡視に あたつては，午後半日で，「1回目の巡視後，管理区域を退域のうえ，制御室（一般区域）に戻 り，再度，管理区域に入域し2回目の巡視を実施する場合」と，「1回目の巡視終了後，管理区域を退域せず，2回目の巡視を実施する場合」が あることが確認された。 | 管理区域を続けて2回巡視する場合，効果的な巡視の実施という観点で，改善すべき点があるた め，巡視の適正化に向け，是正措置を講じる。 |
|  | 士日•休日のサイトバンカ建物の管理区域内の巡視において，管理区域には入域しているものの滞在時間が短かつたものが確認された。 | 基本的な巡視ルートに従つた巡視の適切性の観点で，当社の要求を満足していたとは言えないた め，適切な巡視となるよう是正措置を講じる。 |
|  | 一部の巡視員は，サイトバン力建物の管理区域の巡視を1日2回実施するところ，1回しか実施してい ないことがあった。 | 保安規定に定める1日1回以上の巡視は満足し ているが，1日2回の当社の要求は満足していな いため，是正措置を講じる。 |
| 当 | 原子炉建物およびタービン建物の巡視業務におい て，巡視記録に記載された運転員の管理区域へ の入域が確認できないもの，管理区域には入域し ているものの滞在時間が短かったものが確認された。 | 当該運転員に代わつて巡視（代務者による巡視）は実施されていたと考えるが，運転員による巡視業務の管理体制の改善に向け，是正処置 を講じる。 |

## 8．過去の不適切事案に関する再発防止策の検証

（1）2010年の点検不備問題を受け，同年6月に「原子力強化プロジェクト」を設置し，「報告 する文化」や「常に問いかける姿勢」を中心に，原子力安全文化を醸成する施策を展開して きた。また，2015年の低しベル放射性廃棄物流量計問題を受けて以降も，コンプライアンス意識や原子力安全文化の醸成に向けた取り組みを継続的に実施してきている。
（2）これまでの問題が当社に起因し，当社社員に重点をおいて諸施策を展開してきたことから，協力会社におけるコンプライアンス意識や原子力安全文化の醸成に向けた活動は，協力会社の自主的な取り組みに委ね，当社の関与が不十分であった。
（3）今後，コンプライアンス意識や原子力安全文化の醸成に向けた活動について，協力会社と一体となった取り組みを強化する。
（4）協力会社からの土日•休日の巡視回数の見直し提案に取り組んでこなかったことは，当社に おける「常に問いかける姿勢」の意識が十分なものではなかったと考えられることから，原子力安全文化醸成活動を見直し，更なる浸透を図っていく。
（5）施策を見直していく中で，原子力安全文化醸成活動の推進を担ってきた「原子力強化プロ ジェクト」の活動のあり方も含めて，安全文化醸成に関する問題やその兆候を早期に検知でき るよう，より現場に即した安全文化醸成活動となるような仕組みの構築について検討を進めて いく。
（1）本事案の発生を受けて，社外有識者等で構成する「原子力安全文化有識者会議」お よび「企業倫理委員会」において，本事案を報告し，意見•提言をいただいた。また，取り まとめた原因分析および再発防止対策についても，報告し，意見•提言を受けることとして おり，いただいた意見•提言は，アクションプランに適切に反映し対応する。
（2）根本原因分析および再発防止対策の検討にあたつては，外部の第三者組織から受けた助言を考慮し分析結果をとりまとめ，再発防止対策を策定した。

## 《参考》外部の第三者組織から受けた助言内容

根本原因分析の過程において，問題点抽出の視点が協力会社中心の視点となっており， あたかも協力会社の根本原因のようになっているとの助言を受け，これを考慮し，当社視点を中心とした分析となるよう根本原因分析を実施した。
また，再発防止対策の検討にあたつては，サイトバンカ建物の巡視業務の重要度を含めた実施内容を協力会社と共有するようにとの助言を考慮し，再発防止対策を策定した。

## 10．原因分析を踏まえた原因と再発防止対策

（1）事実関係を踏まえた直接的な原因ならびに発生に至った背景や社員の意識，組織•風土等の根本的な原因から，それぞれについての問題点を抽出し，当社と協力会社が実施 する再発防止対策を策定した。
（2）今回策定した再発防止対策は，対策毎にアクションプランを策定し，PDCAを回して，確実に取り組んでいく。また，再発防止対策の取り組み状況は，原子力安全文化有識者会議等へ報告し，意見•提言を受ける。
（3）以下の項目についても，今後，項目毎にアクションプランを策定し，改善活動に取り組 んでいく。なお，取り組み状況は，原子力安全文化有識者会議等へ報告し，意見•提言 を受ける。
（1）今回策定した再発防止対策の他の協力会社への水平展開
（2）当社巡視業務（代務者による巡視）の適切性向上を目的とした管理体制の改善
③ より現場に即した安全文化醸成活動の仕組みの構築

## 11．事実関係（問題点）と直接的な原因

| 事実閉係（問題点） | 区分 |  | 直接的な原因 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 【本事案•類似事案共通の事実関係（問題点）】 <br> －協力会社巡視員は，サイトバン力建物の管理区域の巡視を実施しな かった。 <br> －協力会社巡視員は，サイトバン力建物の管理区域の巡視について，巡視していないにもかかわらず，巡視したとする記録を作成した。 <br> －当社（当直長）と協力会社（運転副責任者）は，協力会社巡視員の管理区域の巡視が未実施であることに気付けなかった。 | $\begin{aligned} & \text { 協 } \\ & \text { 会 } \\ & \text { 社 } \\ & \text { の } \\ & \text { 閴 } \end{aligned}$ | 業 務 管 理 の 問 題 | $[(1)-(1),(1)-(2)]$ <br> 協力会社の運転副責任者の巡視結果を確認する仕組みは，手順書に記載されておらず，巡視員の自己申告を確認して いるのみであり，不十分だった。 <br> また，他にも巡視業務の体制•役割分担や実施方法等が手順書で明確にされておらず，巡視が巡視員任せであった。 |
| 【本事案に係る事実関係（問題点）】 <br> －協力会社巡視員はサイトバン力建物の非管理区域の巡視に時間を要したため，時間的な余裕がなかった。 |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 業 } \\ \text { 務 } \\ \text { 連 } \\ \text { 営 } \\ \text { 閴 } \end{array}$ | [(2)-(1)] <br> 協力会社の関係法令および巡視業務の重要性に関する教育が不足していた。 |
| －協力会社巡視員は，巡視後に携帯端末によりパトロールシートに チェックを入力するところ，巡視前にパトロール支援システム ${ }^{(1)}$ ヘデータ を登録した。 <br> －協力会社巡視員は，協力会社の運転副責任者から管理区域内の懸案事項を問われた際に，巡視を実施していないにも係らず「異常な |  |  | [(2)-(2)] <br> 協力会社は，土日•休日に管理者（課長クラス）が不在で あり，運転副責任者に対する牽制機能が不十分だった。 |
| し」と報告した。 <br> －協力会社の運転副責任者は，当日のスケジュールおよび役割分担に関する情報共有のための巡視前ミーテイングを実施しなかった。 <br> －当社は委託業務に係る具体的な法令等要求事項を協力会社に明示していない。 |  | 戠識面の問題 | [(3)-(1)] <br> 協力会社の運転部門において「事実を率直に報告する責任」 があるとの認識が低く，コンプライアンスおよび原子力安全文化の意識が欠如していた。 |
| ※1：パトロール業務の効率化•高度化を支援することを目的に， 2012年5月から導入。 |  |  | [(3)-(2)] <br> 協力会社運転副責任者がコミユニケーションの重要性を認識 していなかった。 |
| 【その他調査の中で確認された事実関係（問題点）】 <br> －協力会社の一部巡視員は，サイトバン力建物の管理区域の巡視を1日2回※2実施するところ，1回しか実施していないことがあった。 <br> －サイトバンカ建物の土日•休日の巡視において，管理区域の入域時 | $\begin{aligned} & \text { 当 } \\ & \text { 社 } \\ & \text { の } \\ & \text { 閴 } \end{aligned}$ | 業務管理の問題 | $[(1)-(1)]$ <br> 当社の巡視結果の確認する仕組みは，パトロールシートのみ であり，エビデンスを確認しておらず，不十分だった。 |
| －1回の管理区域への入域で，続けて2回巡視することがあった。 <br> ※2：サイトバンカ建物における土日•休日の巡視頻度について，当社より1日2回を要求。 |  |  | [1)-(2)] <br> 委託仕様書で具体的な要求事項の明示が不十分だった。 |

## 【本事案•類似事案共通の事実関係（問題点）】

（1）協力会社巡視員は，サイトバン力建物の管理区域の巡視を実施しなかった。
（2）協力会社巡視員は，サイトバン力建物の管理区域の巡視について，巡視していないに もかかわらず，巡視したとする記録を作成した。
（3）当社（当直長）と協力会社（運転副責任者）は，協力会社巡視員の管理区域 の巡視が未実施であることに気付けなかった。

## 【本事案に係る事実関係（問題点）】

（1）協力会社巡視員は，サイトバン力建物の非管理区域の巡視に時間を要したため，時間的な余裕がなかった。
（2）協力会社巡視員は，巡視後に携帯端末によりパトロールシートにチェックを入力すると ころ，巡視前にパトロール支援システム＊1ヘデータを登録した。
（3）協力会社巡視員は，協力会社の運転副責任者から管理区域内の懸案事項を問わ れた際に，巡視を実施していないにも係らず「異常なし」と報告した。
（4）協力会社の運転副責任者は，当日のスケジュールおよび役割分担に関する情報共有 のための巡視前ミーティングを実施しなかった。
（5）当社は委託業務に係る具体的な法令等要求事項を協力会社に明示していない。 ※1：パトロール業務の効率化•高度化を支援することを目的に，2012年5月から導入。

## 【その他調査の中で確認された事実関係（問題点）】

（1）協力会社の一部巡視員は，サイトバンカ建物の管理区域の巡視を1日2回 2 実施す るところ，1回しか実施していないことがあった。
（2）サイトバン力建物の土日•休日の巡視において，管理区域の入域時間が短いものがあ った。
（3）1回の管理区域への入域で，続けて2回巡視することがあった。
※2：サイトバンカ建物における土日•休日の巡視頻度について，当社より1日2回を要求。

## 13．直接的な原因に対する再発防止対策（協力会社）

（1）業務管理の問題

| 直接的な原因 | 直接的な原因に対する炣辇陮止対策 | 完了予定時期 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）協力会社の運転副責任者の巡視結果を確認する仕組みは，手順書に記載 されておらず，巡視員の自己申告を確認しているのみ であり，不十分だった。 | （1）運転副責任者の巡視実施結果の確認方法の改善 <br> a．運転副責任者の巡視実施結果の確認方法と して，「管理区域入退記録により確認するこ と」等を手順書に明記する。 | 2020年6月 |
| （2）他にも巡視業務の体制•役割分担や実施方法等が手順書で明確にされておら ず，巡視が巡視員任せで あった。 | （2）運転業務運用手順書への業務内容の明確化 <br> a．『巡視業務の体制，役割分担『標準的な巡視ルール（巡視ルート，巡視ポイント等）』『作業前•終了時ミーティングに関する事項』の各項目を手順書に明記する。 |  |

## 13．直接的な原因に対する再発防止対策（協力会社）

## 2）業務運営の問題

| 直接的な原因 | 直接的な原因に対する炣発防止対策 | 完了予定時期 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）協力会社の関係法令 および巡視業務の重要性 に関する教育が不足して いた。 | （1）保安教育の充実（保安規定教育の充実およ び巡視業務のモチベーシヨン維持） <br> a．管理者は，関係法令と巡視の重要性について反復教育を実施する。 <br> b．管理者は，巡視員に対し巡視業務のモチベー ションを維持する定期的な教育を実施する。 <br> C．協力会社における巡視業務へのモチベーション向上の一助として，当社巡視業務における表彰制度を用いて，協力会社を表彰する。 | 2020年6月 |
| （2）協力会社は，土日•休日に管理者（課長クラ ス）が不在であり，運転副責任者に対する牽制機能が不十分だつた。 | （2）休日における牽制機能強化 <br> a．管理者が，土日•休日の出勤者に意識付けす る仕組みを強化する。 <br> b．当直長の管理下で，確実な報告•連絡•相談 を実施するルールを強化する。 <br> c．管理者や運転副責任者に対して，「管理者の責務」の教育を定期的に実施する。 | 2020年9月 |

## 13．直接的な原因に対する再発防止対策（協力会社）

## （3）意識面の問題

| 直接的な原因 | 臬接的な原因に対する可発防止対策 | 完了予定時期 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）協力会社の運転部門 において「事実を率直に報告する責任」があるとの認識が低く，コンプライア ンスおよび原子力安全文化の意識が欠如していた。 | （1）コンプライアンスの実践および原子力安全文化釀成活動の充実 <br> a．コンプライアンス意識の醸成を図るための話し合 い研修を定期的に実施する。 <br> b．風通しの良い職場づくりのための管理者と一般職との意見交換を定期的に実施する。 | 2020年6月 |
| （2）協力会社運転副責任者がコミュニケーションの重要性を認識していなかった。 | （2）コミユニケーション充実•向上 <br> a．運転副責任者は，作業前のミーテイングにおい て，「運転指示•報告書」を使用し，内容確認 を実施する。 <br> b．運転副責任者の認定基準に「コミュニケーション の重要性」に関する項目を手順書に追記する。 | 2020年6月 |

（1）業務管理の問題

| 臬接的な原因 | 臬接的な原因に対する韦発防止対策 | 完了予定時期 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）当社の巡視結果の確認 する仕組みは，パトロール シートのみであり，エビデン スを確認しておらず，不十分だった。 | （1）パトロール支援システムによる巡視実施結果の確認方法の改善 <br> a．協力会社からの報告（業務引継）時には， パトロールシートとともに現場写真を確認し，巡視の牽制および遠隔監視できない箇所の巡視実施結果も確認する運用等を手順書に明記する。 | 2020年6月 |
| （2）委託仕様書で具体的な要求事項の明示が不十分 だった。 | （2）法令等調達要求の明確化 <br> a．保安業務を委託する場合は，委託仕様書に法令要求あるいは保安規定の要求によるもの であることを明記する。 <br> b．委託業務の業務内容，巡視実施フロー等に関する事項を手順書に明記する。 | 2020年6月 |


| 分析対象要因 | 区分 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 【当社の視点】 <br> －委託仕様書等で巡視に関する要求事項を明確に示しておらず，協力会社に委ねていた。 <br> －協力会社の管理区域内巡視が未実施である ことに気付けなかった。 <br> －協力会社のサイトバン力建物等の巡視の実施状況の確認を，2箇月に1回行つていたが，土日•休日の実施状況を把握できていなかった。 －自らもしくは協力会社からの巡視回数の適正化に係る改善への対応を実施しなかった。 <br> －協力会社に対するコンプライアンス意識，原子力安全文化醸成に係る啓発活動は，協力要請に留まっていた。 <br> 【協力会社の視点】 <br> －巡視員は，サイトバンカ建物の巡視を標準的 な時間より短い時間で実施した。 <br> －巡視員は，サイトバン力建物の管理区域の巡視を2回実施するところ，1回しか実施してい なかった。 <br> －巡視員は，サイトバン力建物の管理区域の巡視を実施しなかった。 <br> －運転副責任者は，長期に渡り管理区域の巡視が未実施であることに，気付けなかった。 | 当社視点 | （1） <br> 協力会社に対して，当社からの巡視の重要性や巡視員の基本行動等についての継続的な教育は必要ないと考えてし まった。 |
|  |  | （2） <br> 当社は，協力会社に任せておけば大丈夫という意識から，運転委託している設備であっても，自ら管理すべきという意識が次第に薄くなり，協力会社に対する 業務管理が不十分となっていた。 |
|  |  | （3） <br> 当社は，「常に問いかける姿勢」および「協力会社とのコミュ ニケーション」の意識不足から，協力会社との業務上のコミュ ニケーションが不足し，協力会社からの改善 要請等への受 け止めが不足していた。 |
|  |  | （4） <br> 当社は，巡視等の保安業務をアウトソースする際には，当社社員と同水準の要求が必要という認識が乏しく，協力会社に対するコンプライアンス最優先および 原子力安全文化の意識の浸透の活動への要求が十分ではなかった。 |
|  | 協 会 社 の 視 点 | （1） <br> 協力会社の管理者は，実務者のルール逸脱や率制の効か ない不適切な業務プロセスを正せなかったなど，管理者とし てのマネジメントができていなかった。 |

## 【分析対象要因】

《当社の視点》
（1）委託仕様書等で巡視に関する要求事項を明確に示しておらず，協力会社に委ねて いた。
（2）協力会社の管理区域内巡視が未実施であることに気付けなかった。
（3）協力会社のサイトバン力建物等の巡視の実施状況の確認を，2箇月に1回行ってい たが，土日•休日の実施状況を把握できていなかった。
（4）自らもしくは協力会社からの巡視回数の適正化に係る改善への対応を実施しなかっ た。
（5）協力会社に対するコンプライアンス意識，原子力安全文化醸成に係る啓発活動は，協力要請に留まつていた。

| 根本的な原因 | 根本的な原因に対する雨発防止対策 | 完了予定時期 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）協力会社に対して，当社からの巡視の重要性や巡視員の基本行動等につ いての継続的な教育は必要ないと考えてしまった。 | （1）当社が，協力会社巡視員に対し，巡視業務 の重要性および巡視員の基本行動や巡視員に求 める期待事項に関する教育を実施する。 <br> a．当社が講師となっての，保安教育および一般教育の中での反復教育の実施 | 2020年8月 |
| （2）当社は，協力会社に任 せておけば大丈夫という意識から，運転委託している設備であっても，自ら管理 すべきという意識が次第に薄くなり，協力会社に対す る業務管理が不十分となっ ていた。 | （2－1）当社は，協力会社の運転管理業務委託 の細部事項を定期的にレビユーする。 <br> a．委託仕様書の承認にあたり，当社が委託業務の実施状況を確認できることや，業務に対 する牽制が効く仕組みを要求していることを確認 | 2020年12月 |
|  | （2－2）当社は，協力会社の巡視員認定のプロ セスを明確化する。 <br> a．運転実務手帳の確認プロセスの明確化 <br> b．巡視員の知識•技能リストの作成および運転実務手帳との紐付けによる習得項目の明確化 <br> c．巡視員認定時の理解度確認テストの拡充 <br> d．巡視員認定時の当社管理職による確認 | 2021年2月 |
|  | （2－3）当社は，今回の事例等を題材に，委託管理に関する研修を定期的に行う。 | 2020年12月 |

## 16．根本的な原因に対する再発防止対策（当社）（3／4）

| 根本的な原因 | 根本的な原因に対する歌㹃防止対策 | 完了予定時期 |
| :---: | :---: | :---: |
| （3）当社は，「常に問いかけ る姿勢」および「協力会社 とのコミュニケーション」の意識不足から，協力会社と の業務上のコミュニケーショ ンが不足し，協力会社か らの改善要請等への受け止めが不足していた。 | （3－1）当社と協力会社との業務上のコミユニケー シヨンの継続的な改善を図る。 <br> a．委託業務の懸案事項や改善事項を吸い上げ る仕組みの構築 <br> b．懸案事項や改善事項の検討状況•結果の他部門の部長クラスを交えてのレビュー | 2020年12月 |
|  | （3－2）当社は，「常に問いかける姿勢」の意識醨成活動を行う。 <br> a．今回事例のディスカッション活動や，日常業務 における問題点，気付き事項を抽出する活動 の定期的な実施 | 2021年1月 |

## 16．根本的な原因に対する再発防止対策（当社）（4／4）

| 根本的な原因 | 根本的な原因に対する再発防止対策 | 完了予定時期 |
| :---: | :---: | :---: |
| （4）当社は，巡視等の保安業務をアウトソースする際には，当社社員と同水準の要求が必要という認識が乏しく，協力会社に対するコンプライアンス最優先および 原子力安全文化の意識の浸透の活動への要求が十分ではな かった。 | （4）協力会社に対する，コンプライアンスおよび原子カ安全文化釀成に関する当社の関与を強化し，継続的な改善を図る。 <br> a．協力会社巡視員に対しても，当社社員と同等 な原子力安全文化醸成活動の実施を要求 （当社が要求する活動は，委託の基本契約等に織り込む） <br> b．協力会社の安全文化意識の醸成度の分析•評価を行い，活動の実施状況を確認 <br> c．現地協力会社社員と当社•協力会社役員の対話活動の実施 | 2021年2月 |



現地協力会社社員と
当社•協力会社役員の対話活動


当社講師による協力会社への保安教育

## 17．根本的な原因に対する再発防止対策（協力会社）

## 【分析対象要因】

《協力会社の視点》
（1）巡視員は，サイトバンカ建物の巡視を標準的な時間より短い時間で実施した。
（2）巡視員は，サイトバン力建物の管理区域の巡視を 2 回実施するところ， 1 回しか実施していなかった。
（3）巡視員は，サイトバン力建物の管理区域の巡視を実施しなかった。
（4）運転副責任者は，長期に渡り管理区域の巡視が未実施であることに，気付けな かった。

| 根本的な原図 | 根本的な原因に対する再発防止対策 | 完了予定時期 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）協力会社の管理者は，実務者のルール逸脱や牽制 の効かない不適切な業務プ ロセスを正せなかったなど，管理者としてのマネジメント ができていなかった。 | （1）協力会社の管理者および運転副責任者の マネジメントの継続的な改善を図る。 <br> a．管理者の責務の認識を向上させる教育等 の反復実施（所属員の管理•指導の充実） | 2020年11月 |


| 分析対㑰要図 | 区分 | 直接的な原因 |
| :---: | :---: | :---: |
| 業務委託仕様書等で巡視に関する要求事項を明確に示していなかった。 | $\begin{aligned} & \text { 当 } \\ & \text { 社 } \end{aligned}$ | ［（1）－（1）］ <br> 協力会社の運転副責任者の認定に管理的役割•責任を定めていなかった。 |
| 自らもしくは協力会社からの巡視回数適正化に係る改善への対応を実施し なかった。 | $\begin{aligned} & \text { 視 } \\ & \text { 点 } \end{aligned}$ | [(2)-(1)] <br> 自分達の決めた巡視回数等の要求事項に問題がないと思っていた。 |

## 19．根本的な原因分析を踏まえた直接的な原因に対する再発防止対策

## 【分析対象要因】

《当社の問題》
（1）業務委託仕様書等で巡視に関する要求事項を明確に示していなかった。
（2）自らもしくは協力会社からの巡視回数適正化に係る改善への対応を実施しなかった。
（1）業務運営の問題

| 直接的な原図 | 直妶的な原圆に対する馬発防止対策 | 完了予定時期 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）協力会社の運転副責任者の認定に管理的役割•責任を定めていなかっ た。 | （1）運転副責任者の要件強化 <br> a．運転副責任者として求められる役割•責任を明確化し，手順書類への認定要件の反映 | 2020年7月 |

（2）業務管理の問題

| 直椄的な原図 | 直媇的な原园に対する馬発防止対策 | 完了予定時期 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）自分達の決めた巡視 | （1）休日の巡視の適正化 |  |
| 回数等の要求事項に問題がないと思っていた。 | a．サイトバンカ建物巡視のあり方を検討＊し協力会社への巡視の要求回数等を見直す | 2020年11月 |

※：万一，漏えし等が発生しても，各種も二タが警報発報等による制御室での検知が可能であることや，過去の不具合事象の発生状況を考慮しても，異常徴候の早期発見という観点で問題を生じることは考えにくく，巡視回数を1日2回 から1日1回に見直しても，原子力安全に影響を及ばすおそれはないと評価したことから，2020年8月1日から，平日および土日•休日の巡視回数を1日1回へ見直した。

## II．再発防止対策等の取り組み状況

## 1．再発防止対策等の取り組み状況の概要（1／2）

## 《アクションプランの策定》

（1）事実関係を踏まえた直接的な原因ならびに発生に至った背景や社員の意識，組織•風土等 の根本的な原因から，それぞれについての問題点を抽出し，当社と協力会社が実施する再発防止対策を策定した。
（2）再発防止対策を確実に実施していくにあたつては，再発防止対策毎に個別のアクションプラン （SB－AP1，SB－AP2 ※ 1）を策定し，PDCAサイクルを回しながら取り組んでいくこととした。
（3）本事案の調査で確認された以下の事項等についても，項目毎に個別のアクションプラン （SB－AP3 ※1）を策定し，改善活動（是正措置等）に取り組んでいくこととした。

- 当社巡視業務（代務者による巡視 ※2）の適切性向上を目的とした管理体制の改善
- より現場に即した安全文化醸成活動の仕組みの構築
- 今回策定した再発防止対策の他の協力会社への水平展開の確実な実施
※1 SB－AP1：直接的な原因に対する再発防止対策のアクションプラン運転
SB－AP2 ：根本的な原因に対する再発防止対策のアクションプラン
SB－AP3：本事案の調査で確認された事項等の改善活動（付帯する是正措置等）のアクションプラン
※2 原子炉建物およびタービン建物の巡視業務において，パトロールシートに記載された運転員の管理区域への入域が確認できないものお よび管理区域には入域しているものの滞在時間が調査目安時間より短かったものが確認されたが，パトロールシートに記載された運転員に代わって，巡視を実施したと想定される運転員の管理区域への入退域記録により，巡視が実施されているものと推定した事項
（4）アクションプランの策定にあたつては，「サイトバンカ巡視問題対応本部」の本部長（電源事業本部副本部長）を責任者として，個別のアクションプラン毎に，発電所および本社の対応実施箇所を設定し，再発防止対策の具体的な実施項目毎に，具体的な行動計画を定めたう えで，対策の実施状況を定期的に確認し，実施した再発防止対策が有効に機能しているかど うかの有効性評価を実施することとした。

1．再発防止対策の取り組み状況の概要（2／2）
《再発防止対策の取り組み状況》
【再発防止対策の実施状況】
（1）直接的な原因および根本的な原因に対する再発防止対策は，2021年1月末をもって，全ての実施が完了した。（SB－AP1，SB－AP2）
（2）改善活動としての是正措置等は，一部（より現場に即した安全文化醸成活動の仕組み の構築の検討）を除き，2021年1月末をもつて，実施が完了した。（SB－AP3）

【再発防止対策の実施状況の評価】
（1）再発防止対策の実施状況の確認にあたつては，有効性評価により，再発防止対策が有効に機能しているかを確認した。有効性評価の結果，各対策については適切に運用が進め られており，当初の目的は達成していることを確認した。
（2）内部監査部門において，アクションプランに従つて計画的に実施されていることおよびその有効性（日常業務の中でPDCAを回せる仕組みとなっていることを含む）の確認を受けた。

【今後の取り組み】
（1）今後は，日常業務の仕組みの中でPDCAを回して，自律的かつ継続的に改善を図って いく。
（2）対策の取り組み状況は，原子力安全文化有識者会議等へ報告し，意見•提言を受け ることとしており，いただいた意見•提言は，日常業務の活動に適切に反映し対応する。

## －サイトバンカ末巡視問面 再発防止対策アクションプラン進捗管理表 ■－

## SB－AP2（1）保安教育への関与の強化

| 実施箇所：発電部（第一発電） | リーダー ：課長（第一発電） | 2020年12月31日現在 |
| :---: | :---: | :---: |


|  |  | 項 目 | 当社講師による協力会社運転員への教育 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 原 因 | 転員の基本行動等を協力会社に示しており，その後は協力会社において，保安教育等で技術伝承がなされるものと考え，当社からの巡視の重要性や運転員の基本行動等についての継続的な教育は必要ないと考えてしまった。 | 再発防止対策 | 当社が，協力会社運転員に対し，巡視業務の重要性および運転員の基本行動や運転員に求め る期待事項に関する教育（当社運転員と同一レベル）を実施する。 <br> 当社が講師となって，保安教育および一般教育の中で年 1 回反復教育を実施する。 |

## 真体的な行動計画



## 具体的な対策（実施内容）

1．巡視点検に係る保安教育および運転員の基本行動に係る一般教育 の実施内容，時期を検討する。
（教育资料作成を含む）
2．協力会社運転員に対して，発電部管理職講師による巡視点検に係 る保安教育および運転員の基本行動に係る一般教育を実施する。
 を実施する。

3．発電部管理樴が講師となり定期的（1回／年）に巡視点検に係る保安教育および運転員の基本行動に係る一般教育を実施する旨を「運転業務委託管理手順書1 およひ「「運転業務委託仕様書｣ へ映する。
4．教育受講後の理船度磪認（テَスト）およびアンケートにより教育の有効性および次年度への改善事項を抽出する。


## 【有効性評効性俩】

発電部（第一発電）当直長が講師となり，委託先運転員に対して保安教育（巡視点検）および一般教育（運転員の基本行動）を実施呆安教育（巡視点検）およひ一般教育（運転員の基本行動）を実施
し，講師による説明，受講者との質欵応答，理解度確認およびアン ーートを実施し，受講者全員が十分理解していることを確認した。 また，理解度確認結果で不足している点については講師によるフ オローを実施した。

なお，アンケート結果は以下のとおり
教育受講緂の意識の変化については，「変化あり」「少し変化あ
 ない」「ほとんど変化なし」の回答者が $11 \%$ であったが，「本事案の教育で何度か受けた」「認識している内容であった」との回答であった。以上から，本教育が法令遵守等の要求事項の理解 に有効であったと評価する。

## 2．アクションプランの策定（1／3）

（1）直接的な原因に対する再発防止対策のアクションプラン （根本的な原因分析を踏まえた直接的な原因に対する再発防止対策を含む）
以下のとおりアクションプランを策定し実施した。

| アクションプラン項目 | 再答防止対策 | 対虑実施㯺所 | 完了実績＊ |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| SB－AP1 <br> （1）業務管理の しくみの改善 | （1）－1 運転副責任者の巡視実施結果の確認方法の改善 | 第一発電 | 2020年10月 |
|  | （1－2 運転業務運用手順書への業務内容の明確化 | 第一発電 | 2020年7月 |
|  | （2）パトロール支援システムによる巡視実施結果の確認方法の改善 | 第一発電 | 2020年10月 |
|  | （3）法令等調達要求の明確化 | 保修管理第一発電 | 2020年7月 |
|  | （4）休日の巡視の適正化 | 第一発電 | 2020年8月 |
| SB－AP1 <br> （2）業務運営の改善 | （1）保安教育の充実 （保安規定教育の充実および巡視業務のモチベーション維持） | 第一発電 | 2020年10月 |
|  | （2）休日における牽制機能強化 | 第一発電 | 2020年12月 |
|  | （3）運転副責任者の要件強化 | 第一発電 | 2020年8月 |
| SB－AP1 <br> （3）意識面の改善 | （1）コンプライアンスの実践および原子力安全文化醸成活動の充実 | 第一発電 | 2020年10月 |
|  | （2）コミユニケーション充実•向上 | 第一発電 | 2020年7月 |

※ 完了実績は，策定した再発防止対策の実施が完了した時期（例：手順書に反映した時期）を示す。以下，本項においては同じ。

## 2．アクシヨンプランの策定（ $2 / 3$ ）

## （2）根本的な原因に対する再発防止対策のアクションプラン

以下のとおりアクションプランを策定し実施した。

| アクシヨンプラン項目 | 再発防止対策 | 対応実施箇所 | 完了実績 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| SB－AP2 <br> （1）保安教育への関与の強化 | －当社講師による協力会社巡視員への教育 | 第一発電 | 2020年8月 |
| SB－AP2 <br> （2）委託業務に対する関与の強化 | （1）協力会社の運転管理業務委託の細部事項に対する定期的なレビュー | 保修管理第一発電放射線管理 | 2020年9月 |
|  | （2）協力会社の巡視員認定のプロセス明確化 | 第一，第二発電 | 2021年1月 |
|  | （3）委託管理に関する研修 | 品質保証 | 2021年1月 |
| SB－AP2 <br> （3－1）協力会社とのコミユニ ケーションの改善 | 当社と協力会社との業務上のコミユニケー ションの継続的な改善 | $\begin{gathered} \hline \text { 保修管理 } \\ \text { 第一, 第二発電 } \\ \text { 放射線管理 } \end{gathered}$ | 2020年11月 |
| SB－AP2 <br> （3－2）「常に問いかける姿勢」 の意識の向上 | －「常に問いかける姿勢」の意識醸成活動 | 第一発電 | 2020年12月 |
| SB－AP2 <br> （4）コンプライアンスおよび原子力安全文化醸成に関する関与の強化 | 協力会社に対する，コンプライアンスおよび原子力安全文化醸成に関する当社の関与の強化•继続的な改善 | 原子力品質保証原子力強化PJ保修管理第一発電 | 2020年12月 |
| SB－AP2 <br> （5）管理者によるマネジメント の改善 | 協力会社の管理者および運転副責任者の マネジメントの継続的な改善 | 第一発電品質保証人材育成センター | 2020年12月 |

## 2．アクションプランの策定（3／3）

（3）本事案の調査で確認された事項等の改善活動（付帯する是正措置等）の アクションプラン
本事案の調査で確認された事項等についても，改善活動（是正措置等）に取り組んで いくこととし，以下のとおりアクションプランを策定し実施した。

| アクションプラン項目 | 是正揞置 | 対応実施䇫所 | 完了実績 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| SB－AP3 <br> （1）巡視業務の管理体制の改善 | －巡視業務の適切性向上のため運用を明確化巡視業務の適切性向上を目的に，実際に巡視を行つた運転員の氏名をパトロールシートに残す等の，巡視を実施 する場合の具体的な運用を明確にし，手順書に明記する。 | 第一発電 | 2020年10月 |
| SB－AP3 <br> （2－1）「常に問いか ける姿勢」の意識の浸透 | 点検不備問題におけるアクションプラン（AP4（原子力安全文化醸成活動の推進））の見直し <br> 今回の再発防止対策および過去の不適切事案の検証結果の視点等を取り込んだた施策の見直しを実施する。 | 原子力強化PJ | 2020年12月 |
| SB－AP3 <br> （2－2）現場に即した活動となる仕組み の構築 | －原子カ安全文化の問題やその兆候を早期に検知できる ような仕組みの構築 <br> 原子力安全文化醸成活動の推進を担ってきた「原子力強化プロジエクト｣の活動のあり方を含めて，問題やその兆候 を早期に検知できるような仕組みの構築を検討する。 | 原子力品質保証原子力強化PJ | 検討中 |
| SB－AP3 <br> （3）確実な水平展開 の実施 | ■ コンプライアンス意識や原子力安全文化醸成に関する当社の関与の強化 <br> 保安規定に基づき実施する業務でアウトソースしているも のについて，業務内容を精査し，当社社員と同じレベルのコ ンプライアンス意識や安全文化への意識が必要な業務を明確にし，当該の委託先に対し，コンプライアンス意識や原子力安全文化醸成に関する当社の関与を強化する。 | 原子力品質保証保修管理放射線管理 | 2020年12月 |

## SB－AP1（1）業務管理のしくみの改善

| 実施項目 | 主な実施内容 | 有効性評䛧 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）－1 運転副責任者の巡視実施結果の確認方法の改善 | －運転副責任者の巡視実施結果の確認方法として，巡視が確実に行 われていることを確認するため，管理区域入退域記録による確認方法等を「運転業務運用手順書（協力会社）」に明記した。 | 確実な巡視実施のための管理区域入退域記録による確認方法等の運用が手順書に明記され，手順書改正教育が実施されていることを，協力会社の教育報告書により確認した。 <br> 運転副責任者による巡視員に対する巡視業務実施の確認を強化し，その結果 を当直長が確認することにより牽制が図 られていると評価した。 <br> －運転副責任者は，巡視員からの巡視結果報告に合わせて，巡視時間を運転引継メモに記録し，撮影した現場写真および撮影日時を確認する。 <br> －当直長は，運転副責任者からの引継ぎ時に，巡視時間と現場写真•撮影日時 を確認する。 |

## SB－AP1（1）業務管理のしくみの改善

| 実施項目 | 主な実施内容 | 有効性評侕 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）－2 手順書への業務内容の明確化 | －運転副責任者，巡視員の業務的 な役割分担を明確にするため，「巡視業務の体制，役割分担」，「標準的な巡視ルール（巡視ルート，巡視ポイント等）」，「作業前•終了時ミーテイングに関する事項」の具体的業務を「運転業務運用手順書 （協力会社）」に明記した。 | 巡視に関する具体的業務が手順書に明記され，手順書改正教育が実施されて いることを，協力会社の教育報告書に より確認した。 <br> －協力会社の巡視業務に関する事項 （体制，役割分担等）について，当直長が「運転指示•報告書」により確認 しており，業務管理のしくみの改善が図 られていると評価した。 |

## 3．再発防止対策等の実施状況（ $3 / 21$ ）

## SB－AP1（1）業務管理のしくみの改善

実施項目
主な実施內容

## 有効性評価

（2）パトロール支援 システムによる巡視実施結果の確認方法の改善
－協力会社からの業務引継時に，巡視が確実に行われていることを確認 するため，現場でなければ把握でき ない箇所を撮影した写真をパトロー ルシートにあわせ確認する運用等を
－協力会社からの業務引継時にはパトロー ルシートとともに，現場写真を確認するこ とで，牽制が図られていると評価した。

■ 現場写真撮影箇所の選定実績により，

「運転管理手順書」に明記した。


現場写真の撮影


現場でなければ把握できない箇所 （2号機非常用ガス処理系フィルタ差圧）

適切に運用できていることが確認されてい ることから，巡視の牽制だけでなく，現場状況の共有や巡視員とのコミュニケーショ ン向上に寄与できていると評価した。


現場撮影した写真を確認し記録する当直長引継ぎメモ

## SB－AP1（1）業務管理のしくみの改善

## 実施項目

（3）法令等調達要求の明確化

## 主な実施内容

- QMS手順書への反映
- 保安業務を委託する場合には，委託仕様書に法令あるいは保安規定要求 であることを明記することを「工事業務管理手順書に規定するとともに，受注者との打合せ時の確涊項目として，相互に確認することを定めた。
- 各手順書の改正
- 委託業務の体制，業務プロセス，率制機能の強化を「運転業務委託管理手順書」に明記した。
－委託設備の巡視経路の適正化を「巡視点検要領書」に明記した。
－巡視点検実施の運用を「運転管理手順書」に明記した。

有効性評価

- QMS手順書への反映
- 手順書の改正および手順に基づく活動の実施は，法令等調達要求の明確化および重要な委託であることの意識醸成に有効であると評価した。
－評価にあたっては，改正した業務委託仕様書，受注者との打合せ結果等の活動記録を確認した。

■ 各手順書の改正
－巡視点検実施の運用等を手順書に明記し調達先への要求事項の明確化 が図られたことから，業務管理のしくみ の改善が図られていると評価した。
－手順書改正教育が実施されていること を，協力会社の教育報告書により確認した。
－協力会社の教育報告書より，委託先管理職が実施した質疑による理解度確認が100\％であったことを確認した。

## SB－AP1（1）業務管理のしくみの改善

実施珼目
（4）休日の巡視の

## 主なる実施内㾉

－万一，漏えい等が発生しても，各種 モニタや警報発報等による制御室での検知が可能であることや，過去の不具合事象の発生状況を考慮しても，異常徴候の早期発見という観点で問題を生じることは考えにくく，委託設備 の巡視回数を1日2回から1日1回 に見直しても，原子力安全に影響を及ぼすおそれはないと評価したことから，平日および士日•休日の巡視回数を 1日 1 回へ見直した。

## 有効性評偳

－巡視回数見直し前後の不具合発生件数の比較および巡視回数見直し以降の不具合事象の個別評価を行い，警報発報等による制御室での検知が可能であることを確認したため，異常 の早期発見の観点で影響はなかったと判断した。また，プラント設備や原子力安全に影響を及ぼすようなものは確認されなかったことから，本見直しは有効であると評価した。
－協力会社巡視員へのアンケートの結果から，時間的余裕を持って巡視が実施できるようになった等の回答があり，巡視の質や巡視員のモチベーションの向上にも寄与していることから，巡視 の適正化は有効であると評価した。

## SB－AP1（2）業務運営の改善

| 実施項目 | 主な実施内蓉 | 有効性評侕 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）保安教育の充実 （保安規定教育 の充実および巡視業務のモチ ベーション維持） | 協力会社において，関係法令および巡視の重要性に対する意識しベル向上を目的に，保安規定に関する研修等で反復教育を実施した。 <br> －巡視業務への意識高揚を図るため，協力会社巡視員への表彰制度を適用するよう制度見直しを実施した。 | 当社が行う教育と同等な内容の教育を行い，巡視業務の重要性や必要性を理解，納得させ，モチベーション維持 を図っていく観点で，有効な教育であ ると評価した。 <br> －協力会社において，保安教育が実施 されていることを，協力会社の教育報告書により確認した。 <br> －協力会社の教育報告書より，協力会社講師（協力会社管理職）が実施 した質疑による理解度確認を通じて，受講者が「理解できた」「再認識でき た」との評価を行つていることを確認した。 |
| （2）休日における牽制機能強化 | 休日における運転副責任者等に対す る牽制機能が十分でなかったため，協力会社管理職による牽制強化を「運転業務運用手順書」に，また，当直長による休日における牽制強化を「運転業務委託管理手順書」で定め，牽制機能に関するしくみを強化した。 | 協力会社管理職による声掛け活動の充実，グループ長が休日出勤予定者 とディスカツションを行い，巡視員に求め る期待事項等を意識付けすることは，巡視業務意識の向上で有効であり，牽制機能に有効に働くものと評価した。 |

## SB－AP1（2）業務運営の改善

| 実施項目 | 主な実施內蓉 | 有効性評価 |
| :---: | :---: | :---: |
| （3）運転副責任者の要件強化 | 当社は，協力会社の運転副責任者 の認定に管理的役割•責任に関する要件を定めていなかったため，管理責務の認識向上に関する教育受講を認定要件として追加することを「運転業務委託管理手順書」等で定めた。 | 当社および協力会社で実施した手順書改正に伴う教育報告書より，以下 のとおり運転副責任者の管理的役割•責任に関する理解が図られており，有効であると評価した。 <br> －協力会社の教育報告書より，講師に よる質疑を通じて，理解度が $100 \%$ で あることを確認した。 <br> －当社の当直勤務の各班における教育報告書より，講師による質疑を通じて，理解度が $100 \%$ であることを確認した。 |

## SB－AP1（3）意識面の改善

## 実施頊目

主な実施内容
（1）コンプライアンス の実践および原子力安全文化醸成活動の充実
－協力会社は，事実を率直に報告す る責任に関する認識が低かったため，今回の不適切事案をテーマとした話 し合い研修や，管理職と一般職と の意見交換会を実施した。

有効性評価
■ 協力会社が実施した話し合い研修の実施報告書により，協力会社の評価結果 や出された意見を確認した結果，今回 の不適切事案を振り返り，問題点や課題を共有でき，有効な研修であったと評価した。

■ 協力会社が実施した管理職と一般職と の意見交換会の実施報告書により，協力会社の評価結果や出された意見を確認した結果，有効な意見交換会であっ たと評価した。

- 職場の課題や意思の共有化が図られた。
- 上司と部下とのコミュニケーションのあり方等について，あるべき姿を再確認する良 い機会となった。
－風通しのよい職場づくりを実践できる職場コミュニケーションの向上を図ることがで きた。


## 3．再発防止対策等の実施状況（9／21）

## SB－AP1（3）意識面の改善

## 実施頊目

主な実施内容
（2）コミュニケーション
－運転副責任者がコミュニケーションの充実•向上重要性を理解していなかったため，認定基準に「コミユニケーションの重要性」に関する項目を追加し，コミュ ニケーション向上に関わる研修を実施した。
－作業前ミーティングにおいて，巡視員と懸案事項等を確認する運用を「運転業務運用手順書（協力会社）」で定めた。

## 有効性評価

■ 研修受講後の協力会社の教育報告書 により，職場内でのコミュニケーションのあ り方について改めて認識し，自身に対し ての動機づけが図られていること，理解度確認テストの結果から，受講者全員 が理解していることを確認し，有効な研修であると評価した。
－委託業務の実施状況確認において，運転副責任者が巡視員に対して懸案事項を聞き取る等，適切にコミュニケー ションを図っていたことを確認し，有効な取り組みであると評価した。

## 3．再発防止対策等の実施状況（10／21）

## SB－AP2（1）保安教育への関与の強化

## 実施項目

－当社講師による協力会社運転員への教育

実施内蓉
－当社運転員と同等の委託先運転員の期待事項（運転員の基本行動含む）を新規に作成した。
－当直長が講師となり，委託先運転員に対して保安教育（巡視点検） および一般教育（運転員の基本行動）を実施した。本教育を定期的に実施することを手順書および委託仕様書に明記した。


当社講師による劦力会社への保安教育

## 有効性評侕

－理解度確認テストおよび受講者アンケー トを実施し，受講者全員が十分理解し ていることを確認した。
－理解度確認テストは，受講者全員が $80 \%$ 以上の結果であった。不足箇所に ついては，講師（当社管理職）がフォ ロー教育を行い，理解させることができた。
－アンケートの結果から，「再認識した」，「気を引き締めたい」等の意識の向上が伺える回答があり，巡視業務の重要性 および運転員の基本行動や運転員に求 める期待事項等を理解し，巡視業務に対する意識向上に有効であると評価した。
－アンケートの結果から，パトロールの重要性について受講者全員が5段階評価の 4以上で，理解していることを確認した。

## SB－AP2（2）委託業務に対する関与の強化

| 実施項目 | 主な実施内㝘 | 有効性評㑑 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）協力会社の運転管理業務委託の細部事項に対する定期的な レビュー | 委託業務の実施状況を確認でき るような業務報告方法や，業務に対する牽制が効く仕組みを，業務委託仕様書で要求していることの確認を手順書に規定した。 <br> 本手順書のもとで，業務委託仕様書改訂時のレビューを実施した。 | ■ 手順書に，委託発注の都度レビューを実施するルールを規定したことから，業務委託仕様書の作成にあたつては，「当社とし て業務実施確認が行えるか」「牽制を効 かせる仕組みの取り入れが必要か」等を整理•確認したうえで，承認されるため，委託業務に対する関与の強化として有効 であると評価した。 <br> －評価にあたつては，業務委託仕様書改正時に作成する「要求内容整理シート」 によるレビュー状況を確認した。また，業務を行った担当者を集め，意見交換を実施して有効性を確認した。 |

## 3．再発防止対策等の実施状況（12／21）

## SB－AP2（2）委託業務に対する関与の強化

| 実施項目 | 主な実施內容 | 有効性評価 |
| :---: | :---: | :---: |
| （2）協力会社の運転員認定のプロ セス明確化 | 各習得項目の知識技能を習得し たことの確認として，習得項目毎 に確認した者の氏名（指導員，運転責任者）を連転実務手帳に記載し，明確化を図った。 <br> －「運転員の知識•技能リスト」の作成および運転実務手帳との紐付け を行うことにより，習得項目の明確化を図った。 <br> －運転員認定の理解度確認テスト について，「運転員の知識•技能り スト」との整合を図り拡充した。 <br> 補助運転員認定時に，当社管理職によるパトロール観察を実施した。 | －運転員認定プロセスの明確化が図られ，当社要求の知識を有していること等の確認が明確になり，有効であると評価した。 |

## 3．再発防止対策等の実施状況（13／21）

## SB－AP2（2）委託業務に対する関与の強化

| 実施項目 | 主な実施内蓉 | 有効性評㑑 |
| :---: | :---: | :---: |
| （3）委託管理に関 する研修 | 当社の取り組みとして，今回の事例等（サイトバンカ未巡視問題 の概要，委託管理における留意事項）を題材として，発注者の管理責任に関する研修を開催し た。 | 研修の理解度については，研修を行った73 グループ中，72グループが『理解できた』と回答し，『あまり理解できなかった』と回答し た1グループについても，班員の一部に「必要性は理解したが，委託契約そのものの理解が難しい」というものであったため，発注者 としての管理責任の必要性は理解している ことから，全グループが発注者としての管理責任を理解していると評価した。 <br> －「あまり理解できなかった」と回答したグループ に対しては，フォローアップ教育を実施した。 |

## 3．再発防止対策等の実施状況（14／21）

## SB－AP2（3－1）協力会社とのコミコニケーションの改善

| 実施項目 | 主な実施内容 | 有効性評侕 |
| :---: | :---: | :---: |
| 当社と協力会社 との業務上のコ ミュニケーションの継続的な改善 | 委託業務の懸案事項や改善事項を様式化し，提出時の承認および部長クラスを交えた確認が行われるしく みおよび「意見交換会」を実施するし くみを構築し，「工事業務管理手順書」に明記した。 <br> ■ 打合せによる情報共有の要望等の提出された懸案事項や改善•要望事項の検討結果については，関係部長を交えたレビューを実施した。 <br> －対象委託について，協力会社と意見交換会を実施した。 | 改善要望等の収集および対応が確実 に行われるとともに，コミュニケーション改善に繋がる有効な手順となっていると評価した。 <br> －協力会社との意見交換会の結果や，意見交換会に参加した担当者の意見 より，意見交換会を通じて，委託先と双方向でコミューケーションを図ることがで き，コミユニケーションの改善に有効な活動であると評価した。 <br> また，「打合せによる情報共有の必要性等」の懸案事項や改善•要望事項が提出されているが，発電所関係部長の レビユー結果等の検討状況を，意見交換会を通じて，委託先とタイムリーに共有しコミュニケーションを図ることで，ス ピーディーな対応に繋がつていると評価し た。 |

## SB－AP2（3－2）「常に問いかける姿勢」の意識の向上

| 実施項目 | 主な実施內容 | 有効性評価 |
| :---: | :---: | :---: |
| －「常に問いかける姿勢」の意識醸成活動 | 発電部のグループ単位（当直勤務の各班毎，通常勤務の担当毎）で， サイトバンカ未巡視問題のふり返りを行い，「常に問いかける姿勢」の意識向上のためのディスカッション活動を実施した。 <br> ■ 発電部のグループ単位（当直勤務の各班毎，通常勤務の担当毎）で，日常業務における問題点，気付き事項を抽出する業務点検活動を実施した。 | －様々な意見や認識を共有することで，「常に問いかける姿勢」の意識の向上を図ることができ，以下のとおり意識醸成活動として有効な活動であると評価した。 <br> －アンケート結果から，ディスカッション活動にて，常に問いかける姿勢の意識に変化があったと回答した者が $97 \%$ であっ たことを確認した。なお，残り3 \％の者 は日頃から常に意識しており，特段の意識の変化はないとの回答であった。 <br> －抽出された意見の共有や，活動後のふ り返りを通じ，以下のとおり意識向上が図られ有効な活動であると評価した。 <br> －アンケート結果から，常に問いかける姿勢を意識しながら気付き事項等の抽出 にあたることができたとの回答であった。 |

## 3．再発防止対策等の実施状況 $(16 / 21)$

## SB－AP2（4）コンプライアンスおよび原子力安全文化醸成に関する関与の強化

| 実施項目 | 主な実施內容 | 有効性評侕 |
| :---: | :---: | :---: |
| －協力会社に対す る，コンプライア ンスおよび原子力安全文化醸成に関する当社 の関与の強化•継続的な改善 | 当社の原子力安全文化醸成活動 （コンプライアンス事例研修等）に，協力会社社員も参加させ，活動内容を評価することとした。 <br> - 活動計画の作成 <br> - 計画に基づき活動を実施させるた め，委託仕様書を改正 <br> - 活動の実施状況を社長に報告 <br> - 当社と同等の安全文化醸成活動 を要求することを，QMS文書で明確化 <br> 当社役員と協力会社（中電プラン ト）社員との対話活動を実施した。 <br> －「原子力安全文化の日」の社長訓話（動画）を発電所構内の常駐協力会社へ配布し，視聴した。 | 協力会社に実施させる原子力安全文化醸成活動の考え方を方針書で整理し，具体的な活動を委託仕様書に明示した ことから，協力会社に，当社と同等しベ ルの活動を行わせるための要求はなされ ていると評価した。 <br> 当社役員との意見交換の際に聞き取つ た要望事項等は，状態報告書として登録し，是正措置プログラムで管理するこ ととしており，本対話活動は有効であった と評価した。 <br> 協力会社社員と当社•協力会社役員の対話活動 |

## 3．再発防止対策等の実施状況（17／21）

## SB－AP2（5）管理者によるマネジメントの改善

| 実施項目 | 主な実施内容 | 有効性評侕 |
| :---: | :---: | :---: |
| 協力会社の管理者および運転副責任者のマネ ジメントの継続的な改善 | 管理者の責務（進捗管理，業務監督，内部牽制，コミュニケーショ ン等）の認識を向上させる教育等 を協力会社に反復して実施すること を求め，協力会社において教育を実施した。 | 管理者の責務の認識を向上させる教育 が適切に実施されており，今後，所属員 への管理•指導を充実し業務管理が向上 していくことが見込まれ，以下のアンケート結果等から有効であると評価した。 <br> －アンケート結果から，受講者全員が管理者の責務を理解していることを確認した。 ［アンケート結果（理解度確認結果）］良〈理解できた ：74\％ <br> だいたい理解できた：26\％ あまり理解できなかった：0 \％全く理解できなかった：0 \％ <br> －「今後管理者として取り組むべき行動目標」として，管理者の責務を向上させる教育で習得された知識内容（管理者の責務である進捗管理，業務監督，内部牽制，コミユニケーション等）が反映され ており，今後の業務運営で継続して実践 しようとしていることを確認した。 |

## SB－AP3（1）巡視業務の管理体制の改善

## 実施項目

－巡視業務の適切性向上のため運用を明確化

## 主なる実施内容

巡視を実施する場合の具体的な運用を手順書に明記した。
－当社巡視業務において，パトロー ルシートに記載された運転員の管理区域への入域が確認できなかっ たことから，実際に巡視を行った運転員を明確にするため，パトロール シートの担当者欄には，実際に巡視を実施した運転員が記名するこ とを「運転管理手順書」等へ明記し た。
－巡視を分担して実施する場合の当直長および当直副長の管理方法 を明確にするため，当直副長が巡視を分担する運転員を決定し，当直長へ報告することを「運転管理手順書」へ明記した。
－巡視を分担して実施した場合は，運転員毎に巡視を行った範囲を記載するよう，「引継および周知手順書｣へ明記した。

## 有効性評価

－巡視を分担した場合は，運転員毎に巡視を分担した範囲および分担した運転員の氏名を記名するよう手順書において明碓にしたことから，巡視を分担すること になった場合においても，実際に巡視を実施した運転員の氏名を適切にパトロー ルシートに記載し記録として残すことがで きると評価した。
－パトロールシートの運用状況を確認する ため，2020年10月31日～2020年 12月20日の間のパトロールシートと管理区域入退域記録を照合し，実際に巡視を行つた運転員の氏名がパトロール シートに記載されていることを確認した。

## SB－AP3（2－1）「常に問いかける姿勢」の意識の浸透

実施項目
主な実施内容
有効性評偳
■ 点検不備問題に おけるアクションプ ラン（AP4（原子力安全文化醸成活動の推進））の見直し

■ 業務改善を進めていく意識が十分で なかったことから，今回の再発防止対策および過去の不適切事案の検証結果の視点等を取り込み，点検不備アクションプランAP4（原子力安全文化醸成活動）の事例研修にサ イトバンカ未巡視問題のテーマを追加する等，活動計画の見直しを実施した。
－「常に問いかける姿勢」の浸透が十分で なかったことを踏まえ，点検不備アクショ動）の実施項目を見直した。
－見直しを行った実施項目は，「常に問い

ンプランAP4（原子力安全文化醸成活 かける姿勢」の浸透が十分ではなかった点や，協力会社への取り組みへの関与 の観点を反映し，点検不備アクションプ ランAP4（原子力安全文化醸成活動）の2021年1月以降の活動の中で PDCA を回して取り組むこととしており，有効であると評価した。
［見直しを行う主な実施項目］
－事例研修等の項目にサイトバンカ建物の巡視業務の未実施事案を追加
－本事案を踏まえたテーマにより職場話し合 い研修を実施，また，話し合い結果に基 づきグループ行動基準を策定
－保安業務委託箇所への業務点検活動の実施
－当社役員と協力会社社員との対話活動の定期的な実施
－協力会社への表彰の実施

## 3．再発防止対策等の実施状況（ $20 / 21$ ）

## SB－AP3（2－2）現場に即した活動となる仕組みの構築

実施項目
－原子力安全文化の問題やその兆候を早期に検知できるような仕組みの構築

主な実施内容
■ 「原子力強化プロジェクト」の活動のあ り方を含めて，原子力安全文化の問題やその兆候を早期に検知できるよう な，原子力安全文化醸成に係る新 たな仕組みの検討を進めているところ である。

有効性評価


## SB－AP3（3）確実な水平展開の実施

| 実施項目 | 主な実施内容 | 有効性評侕 |
| :---: | :---: | :---: |
| コンプライアンス意識や原子力安全文化醸成 に関する当社 の関与の強化 | ■ 保安規定に基づき実施する委託業務のうち，当社社員と同等しベル※ の活動が必要な業務の洗い出しを行い，水平展開範囲（水平展開 が必要な協力会社）を検討した。 <br> ※当社の原子力安全文化醸成活動計画に示 す内容 <br> －協力会社に当社と同等しベルの原子力安全文化醸成活動を実施させ ることを「調達管理手順書｣へ明記 し，コンプライアンス意識や原子力安全文化醸成に関する当社の関与 を強化した。 | 水平展開の対象業務を明確化し，当社と同等しベルの原子力安全文化醸成活動を実施させることをQMS文書で明確化しており，具体的な活動内容を委託仕様書に記載することから，協力会社に当社と同等しベルの活動を行わせる ための要求はなされると評価した。 <br> －協力会社へ要求する活動内容は，業務指示書により委託先に業務指示を行っていることから，確実な水平展開が図られるものと評価した。 <br> －活動の実施状況は，協力会社の活動 の実施状況と合わせて，社長に報告し た。 |

○本件に関しましては，地元の皆さまをはじめ，多くの関係者の方々にご心配をおかけ することとなり，深くお詫び申し上げます。

○策定した再発防止対策等は，SB－AP3（2－2）現場に即した活動となる仕組みの構築を除いて，その実施を完了しております。

○検討中である「現場に即した活動となる仕組みの構築」についても，引き続き検討を進め，検討結果は，速やかに関係先へ報告してまいります。

○当社は，同様な不正を起こさない，起こさせないという決意のもと，地域のみなさま をはじめとする多くの関係者のみなさまからの信頼を回復するため，今回の事案を踏 まえて，コンプライアンス意識の向上および原子力安全文化醸成活動については，当社と協力会社が一体となった取り組みを強化してまいります。

